2021 年 2 月（第 3 版）**
2017 年 10 月（第 2 版）*

認証番号 228AKBZX00100000

添付文書
歯科材料 02　歯冠材料
管理医療機器　　歯科用高分子製暫間クラウン及びブリッジ　　JMDN：31783000

テンプ　ドゥ

【禁忌・禁止】
・アクリレート類に対して発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】*
[形状・構造]
本材は粘土状で、歯科重合用光照射器を用いて硬化を開始させる。

形状	成分
粘土状	二酸化ケイ素、ウレタンジメタクリレート、着色材、その他

色調（A2、A3）



[原理]
本材は、永久修復物が完成するまでの間に使用する被覆冠、ブリッジ等の暫間補綴物を作製するためのポリメチルメタクリレート等からなる材料をいう。
本材を、歯科用分離材を塗布した支台歯に被せ軽く咬合させ、必要に応じて形を整えて、形が変形しない様に可視光照射器で 10 秒程仮重合させ、口腔外に取り出し、さらに 20 秒程本重合させる。

[包装]（**）
・箱　1 本パック（18ｇ）　×3 パック
・袋　1 本パック（18ｇ）　×1 パック

【使用目的又は効果】
損傷歯、支台形成歯等に被覆するクラウン、ブリッジ等の暫間補綴物を作製するために用いること。

【使用方法等】*
①支台歯形成または抜歯を行なう。
②歯科用分離材を通法により支台歯等に塗布する。
③本材をスパチュラで必要な量をとり、直接支台歯に被せる。
④スパチュラ又は手で成型する。
⑤軽く咬合させ、咬合を記録し、必要によって形を整え、10 秒程光重合させる。
⑥口腔外で２０秒間光重合させる。
⑦口腔外でカーバイトバーなどを使用し形態修正して、ポリッシング材で磨く。
⑧咬合を調整後、歯科用分離材を除去した歯に仮着用セメントを使用し、クラウンを取り付ける。

（本材と併用する材料について）
歯科重合用光照射器（出力 1000mw、波長域 420～480nm）、歯科用分離材、ポリッシング材、仮着用セメント

【使用上の注意】
・本材使用後は光が当たらないようにアルミ袋のチャックを閉めること。
・暫間修復物の強度を上げるため、隣在歯間などの歯間部の余剰印象は除去すること。本材の厚みが薄くなりすぎるときは、印象の削除量を増やすこと。
・ラバーダムで口腔を保護すること。
・口腔内での再装着を容易にするためにアンダーカットは取り除くこと。
・本材を高温となる場所に放置しないこと。
・本材と併用して使用する歯科材料または、器械及び器具はそれぞれの添付文書、取扱説明書に記載の使用方法、注意事項を守り、使用すること。
・本材は、【使用目的又は効果】の項に記載に用途以外には使用しないこと。
・本材は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
・本材の使用により発疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた患者には使用を中止し、医師の診断を受けさせること。
・本材との接触による過敏症状の予防のため、使用に際しては、手袋の着用等の適切な防護処置を行うこと。
・本材が口腔軟組織、皮膚に付着したり、目に入らないように注意すること。口腔軟組織、皮膚に付着した場合には、多量の水で洗浄すること。目に入った場合には直ちに多量の水で洗浄し、眼科医の診断を受けさせること。
・有効期限を過ぎたものを使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】
1．保管方法
・本材は、高温、多湿、直射日光、火気等を避けて室温（２～２７℃）で保管すること。
・本材は歯科従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

２．有効期間

本材は包装に記載の有効期間までに使用すること。

有効期間は製造日より２年

［記載の有効期間は自己認証（当社データ）による］

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者　株式会社ビーエスエーサクライ

住　　所　名古屋市天白区高島一丁目 117-1

電 話 番 号　052-805-1181

外国製造業者　デンキスト　インク

ＤＥＮＴＫＩＳＴ，ＩＮＣ

国　　名　韓国